

Title	J.M.W. Bean, The decline of English feudalism
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.3 (1968. 12) ,p.155(493)- 158(496)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19681200-0155">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19681200-0155</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 批評と紹介

### J. M. W. Bean, *The Decline of English Feudalism* (Manchester, 1968)

イングランド中世の政治制度史、法制史については、一三世紀までの所謂「イングランド中世前期」に比して、一四・五世紀の所謂「イングランド中世後期」は、尚本国に於いても開拓の進められている諸問題が多く、不明確な点が多く残されている。又、公刊される業績を見ても、極めて部分的な対象を取上げた精密な研究か、或は極めて入門的な概説であるかのいづれが多いようである。本書は、題名から推測すると、一四・五世紀のイングランド封建制度の解体の過程を広く諸方面にわたって考察し諸家の研究成果を批判的に集大成した上に述べた二種の書物の中間に位置すべき種類の研究とも思われようが、事實は、主として「ユーース」(Use)を中心として、所謂「封建的附帯義務」(Feudal Incidents)徴収の権利のたどった経緯の検討を目的とする詳細な研究である。

本書の著者 Bean は、かつて *The Estates of the Percy Family, 1416-1537* (Oxford, 1958) と題して、中世後期の代表的名家の一つである Percy の経済構造の分析を公にした経済史

家である。そもそも、ここに紹介する *The Decline of English Feudalism* の執筆を導いた動機も、前著に於いて彼が示した貴族経済の構造の分析という関心と深い関聯があるのである。即ち、その「序」に於いて著者自身が明言しているように、本書は、「中世末期のイングランド貴族の経済的地位について検討を加えて行く間に遭遇した法的な諸問題」の幾つかに対する解答を示したものであって、「イングランド封建制度の衰退」という課題を広く理解した時には当然含まれるべき諸問題——例えば、衝平法裁判所の発達など——の解明は行われていない。即ち、本書は、「ユーース」に関する小さい特殊研究を著わす目的から発し、この Use の発展の研究は、「広い視野」のなかに於いて検討しなければ不可能であることを、理解した結果、中世末期の領主・封臣間の関係の変化全体の変化を広く検討することとなったと述べている。

先ず初めに、本書の構成を簡単に記して置こう。

Introduction: *The Nature of English Feudalism.*

第一章 *Consequences of Feudal Tenure.*

i) *The Incidents of Feudalism.*

ii) *The Motives of Evasion.*

第二章 *Struggles over Freedom of Alienation, 1215-1327.*

i) *The Problem of the Church.*

ii) *The Royal Ordinance of 1256.*

iii) *The Statute of Quia Emptores*

第三章 The Origins and Development of Uses.

- i) Period of Emergence.
- ii) The Problem of Origins.
- iii) The Period of Definition.

第四章 The Decline of Feudal Incidents.

- i) Uses and Collusion at Common Law.
- ii) The Attitude of the Crown.
- iii) The Loss of Incidents.

第五章 The Royal Prerogative. 1461-1529. — Beginnings of Recovery. —

- i) Yorkist Kings.
- ii) Henry VII.

第六章 The Royal Prerogative, 1529-1540.

- i) The Period of Negation.
- ii) The Statute of Uses (1536).
- iii) The Statute of Wills (1540).

結論

次に本書の内容について簡単に紹介して置きたい。先ず第一には、本書の Introduction に於いて、イングランド封建制度の本質を論じて、イングランドでは早くから封関係の軍事的機能は後退し、封主・封臣にとって封関係のもつ意義は、主としてその経済的側面即ち封臣が封主に対して負う「後見、結婚同意」(其貨幣負担) 並に「相続料」の所謂「封建的附帯義務」(Feudal

Incidents) に存する。特に中世後期に於いてはそうであつて、これらが、封建関係の副次的義務であるかに思わせる「封建的附帯義務」という名称そのものも改めるべきであるとしている。この立場に立って考えた時、封主の封建的附帯義務への権利と、封臣のこれを免れるために案出した諸々の方法・手段と対立が、主題となつて来ることは当然であろう。そして、封臣の側から「附帯義務」回避の手段、また死後に於ける所領の保全、のための手段として Uses の問題が大きく登場して来る訳である。彼によれば、一二一五年から一五四〇年までの時代は、封主(常に封主であつて決して封臣となることがないという意味で特に国王)と封臣の争いは、所謂「封建的附帯義務」の実施を強行しそこから経済的利益をどこまで確保し得るかという問題を軸として転展開しているが、この時代は、二つの時期に分けることが出来る。そしてこの対立を通じて、国王と、国王の直属封臣と、国王の陪臣とこの三者の立場は夫々異なるから、夫々區別して考えなければならぬ。第一の時期は、一三二七年に終る。この時期には、封主・封臣間の対立・抗争は、「再下封」の進展によつて生じた。陪臣の立場から見れば、この対立は、一二九〇年の Quia Emptores により Fee Simple に関して Subinfeudation を禁じたことによつて終り、また国王直属封主から見れば、一三二七年の Statute に於いて、(国王の同意を条件として) 土地移譲の自由を得たことによつて終つた。第二の時期の抗争は、Use による封土の相続の回避の盛行のために生じた。中間領主は、その封臣が Use を

設定すると収入は減ずるが、自らも Use を設定することによって利益を得られたのに対し、最高封主である国王は Use に抵抗した。しかし、一五世紀末まで徹底した Use 統制に永出することはなかった。更にヘンリー八世は、封土に対して Use が設定された場合にも、封臣の相続人の身柄の後見権並に結婚同意権を確立することによって、「封建的附帯義務」からの収入の喪失に終止符を打った。彼のこの勝利は一五三六年の Statute of Use で完成するが、この体制は長く維持することは出来ず、一五四〇年の Statute of Wills に於いては、国王たると中間領主たるを問わず、その封臣に、保有地の四分の三については遺言による自由処分を認めることにより、換言すれば、四分の三の封土については、事実上「封建的附帯義務」を免ずることによって、この問題は終るのである。即ち、その後約一世紀半は、封建制度は名目的には残るが、実質的な意味に於いては、ここにイングランド封建制度は終わったといってもよいのである。

イングランド土地法については、エドワード一世の治世までに関しては、種々の側面が研究されているのに、それ以後一五三七年の「ユース法」の制定までについては殆んど空白である。中世末期の「ユース」の発展も、それ自体として十分に検討されたのを筆者は知らない。最近に於いての「ユース」の唯一の多少とも詳しい研究は、Bean の Percy 家の経済構造と同じく貴族の経済構造の研究書である G. A. Holmes の著書 The Estates of the Higher Nobility in XIV. Century England (Cambridge.

1957) のなかに見られるそのみのように思われる(第二章 The Tenure of the Inheritance (同書四一)一五七頁)。従って Use そのものの研究として見た場合にも、本書はその問題についての最も詳細な研究と言ってよいであろう。特にその発生、から形式を完了するまでの経緯についての詳しい原史料に基いた研究には教えられる所が多い。

更に、筆者自身の関心から特に興味を惹くのは国王、直屬封臣、下屬封臣と三者を区別し、それ々の利益を分けて考えていることで、このことを考えた上で Statute of Quia Emptores についての著者の見解を次に紹介して置こう。

1. Statute of Quia Emptores (一二九〇年)について。

周知のように、この Statute は、全自由人に他の(俗人への)土地移譲を認めると同時に Sub-infeudation を禁止しこれに代るに Substitution によることとしたものであるが、この法令制定の背後の動機については、(1) 国王は大貴族(Tenants-in-Chief)を意味する)に、封土地移譲の自由を認めることは、不利であった(一二五六年の法令でこれを禁じたのはこの故であった)が、この自由を要求する大貴族との妥協としてこの法令が制定されたとする Maitland 説と、(2) この Substitution による方法は、従来行われていた法外の慣行を制定法として認めたものであるとする Plucknett 説とが従来あるが、Bean は、(1) Plucknett の言うように、一二九〇年以前に、Substitution による土地移譲が慣行であったとする根拠はな

ら。(1) Maitland, Plucknett 共に、本制定法が専ら対象としているのが Tenant-in-Chief であつたと言つが、本法令の本文には、「全自由人」に Substitution による移譲の自由を認めていたのであつて、これを Tenant-in-Chief を主とするところなき根拠は法文そのものにはなく、逆に、(1) Tenant-in-Chief と Substitution による封土移譲の自由を認めれば、Tenant-in-Chief の土地移譲を国王の許可を条件とした一五六年の制定法は無意味になる。(2) Quia Emptores 制定直後の Tenant-in-Chief の土地移譲の訴訟で、この法令への言及がない。(3) 「全自由人」に移譲の自由を認めているのに、Quia Emptores 以降も、Tenant-in-Chief には移譲の場合には許可制を布いている。以上三点から、むしろ、本令は、Tenant-in-Chief を対象としたものではなかつたとすべきであるとしている。(4) 従来、歴史家は、Quia Emptores は、(Tenant-in-Chief) を含めて「中間領主」の地位の保護を図つたというのがこの論拠は曖昧である。(5) この法令は fee simple のみに関するもので、期限付き保有または限嗣相続封には適用されない。(6) エドワード一世の末年には、所謂「Community of the Realm」が次第に実質をもつて来て、国王と対抗する大貴族は単に自己のみの立場を主張して、Tenant-in-Chief に移譲の自由を要求するかわりに、国王に政治的圧力を加えて許可制の原則はそのままに、もっと緩かに許可を行わせた。

最後に本書について一言申述べれば、中世末期の封建土地法の研究として注目すべき業績であり、国制史、法制史に関心ある者のみならず、経済史家も参考とせられることを望みたい。

(森岡敬一郎)

Akkharanukrom Phumisat Thai chabap  
Ratchabandit-sathan (アカデミー版タイ国地理  
辞典)

4 vols. B. E. 2506~9, Bangkok.

年代記を読むにあたって、地名辞典が必要なのは言うまでもないが、タイ国地名辞典ともいふべきものが、一九六六年、完結、出版された。すなわち、この「アカデミー版タイ国地理辞典」全四巻である。

一九五四年、ナラーティップポンプラパン殿下を総裁にいただき、プレイヤー・アママン・ラーチャトン氏を委員長とする委員会が設立され、この編纂事業は進められた。そして、一九六三年、その第一巻が出版された。第一巻は、タイ国の地理概説であり、次のような内容である。

- 一、地勢。
- 二、気候。
- 三、Flora.